

戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

1 乳児等通園支援事業について

(1) 制度概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

令和8年度からは、全ての自治体で実施することとされており、本市でも、令和8年4月からの事業実施に向け、準備を進めています。

(2) 実施内容

利用対象者	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこども
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で利用
利用料	事業所が直接徴収を想定
利用・予約方法	事業所との直接契約を想定 保護者は、市に利用申請し、認定を受けただうえで、国の予約システムを活用し、面談の予約や利用の予約などを行う
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等



2 設備及び運営に関する基準を定める条例案について

(1) 趣旨

児童福祉法において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、本市で事業を実施する場合、本市の認可を受ける必要があります。認可の基準は、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、市町村が条例で定めることとなります。

(2) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 2 項に基づき、次の 2 つに分類されます。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。 「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。 「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容。

(3) 条例案の考え方

国の基準の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであることから、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、国の基準と同様の内容の規定とします。

(4) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等	最低基準の目的
自動車を運行する場合の所在の確認	最低基準の向上
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（職員に係る部分に限る）	最低基準と乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業者の一般原則 乳児等通園支援事業者と非常災害
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件
虐待等の防止	
食事	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等
秘密保持等	
乳児等通園支援事業の区分	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（職員に係る部分を除く）
一般型の設備の基準（調理設備に係る部分に限る）	
一般型の職員	衛生管理等
一般型の乳児等通園支援の内容	乳児等通園支援事業所内部の規程
余裕活用型の設備及び職員の基準（職員及び設備に係る部分に限る）	乳児等通園支援事業所に備える帳簿 苦情への対応 一般型の設備の基準（調理設備に係る部分を除く） 一般型の保護者との連絡
	準用
	電磁的記録

(5) 国の基準と市の基準案について
別紙のとおり

(6) 施行期日
令和 7 年中に施行することを予定